

	質問項目	回答
1. 総論		
	まん延防止等重点措置の期間を延長した趣旨・目的は？	<ul style="list-style-type: none"> 直近2週間で新規陽性者が増加し、特に若者の感染が拡大するなど、感染拡大の兆候が見られるため、引き続き徹底した感染防止対策が必要です。このため、まん延防止等重点措置の期間を延長を国に要請し、8月22日まで府民の皆様には不要不急の外出の自粛等をお願いするものです。
	この間（6月21日～7月11日）のまん延防止等重点措置に関する要請内容と主な変更点は？	<p>今後とも、感染状況や病床使用率など医療提供体制に留意していく必要があるものの、経済活動と両立させながら感染の急拡大を抑えていくため、国の通知等を踏まえて、要請内容の一部を変更します。</p> <p>《主な変更点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●府民への呼びかけ マスク会食の人数を「2人以下」から「4人以下」に変更します。 ●施設について《飲食店等への要請》 同一グループの入店を原則「2人以下」から「4人以下」に変更します。 ●施設について《飲食店等以外への要請》 【商業施設～サービス業】 ・営業時間を「20時」から「21時」までに変更します。 【運動・遊技施設～ホテル・旅館】 ・措置区域で1,000㎡超の施設については、イベント開催の有無によらずイベント開催の条件に加え、営業時間を「21時」までに変更します。 <p>※措置内容の詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kinkyuzitai-20210425/manenboushi-0712.html</p>
	引き続き、全市を対象とする理由は？	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置は、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込むものとされています。 狭い府域で人口や産業が集積し、移動も容易であるとの特性を踏まえつつ、人口や新規感染状況も考慮し、引き続き、府内全域に近い形で33市を対象としたものです。
	解除する基準、延長の可能性は？	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置の終了は、感染及び医療提供体制・公衆衛生体制の逼迫状況を踏まえ、政府において、専門家の意見を踏まえた上で総合的に判断されることとなります。
2. 府民・大学・経済界への呼びかけ		
	マスク会食の呼びかけに当たり、これまでの「2人以下」から「4人以下」に変更した理由は？	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言からまん延防止等重点措置への移行に伴い、感染の急激なリバウンドを抑える観点を踏まえて、厳しい要請として「2人以下」のマスク会食を呼びかけてきました。 今後とも、感染状況や病床使用率など医療提供体制に留意していく必要があるものの、経済活動と両立させながら感染の急拡大を抑えていくため、国の通知等を踏まえて「4人以下」としました。引き続き、皆様に感染対策の徹底をお願いします。
3. イベントの開催について		
イベントの開催について		
	イベントの開催制限を継続するのはなぜか？	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置の延長に伴い、国の基本的対処方針に基づき、感染の再拡大を抑えるため、資料記載のとおり、引き続き21時までの時短を含めた開催制限の要請を行っております。
	大声のあり、なしを判断する具体的な基準は？	<ul style="list-style-type: none"> 資料に記載のとおり、「大声なし」はクラシック音楽コンサートや展示会等、「大声あり」はロック・ポップコンサートやナイトクラブでのイベント等を想定しています。なお、府にご相談いただければ、過去イベントの音声又は動画のデータ等で確認することとなります。（府HPも参照下さい） https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html
	チケット販売の取り扱いはどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> チケット販売済の場合でも、人流を抑制するため、資料記載の要請内容に応じて、規模要件等（人数上限5000人かつ収容率50%等）を踏まえた開催等にご協力をお願いします。なお、7月11日までに販売済みのチケットについては、必ずしも、開催要件を満たしていなくても開催可能です。
	キャンセル料はどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> イベント中止に伴うキャンセル料等については、主催者にお問い合わせください。
4. 施設について		
飲食店等への要請		
	ゴールドステッカー認証店舗等のみ酒類を提供可能としたのは、なぜか？	<ul style="list-style-type: none"> 政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいとされています。 コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、飲食店での感染リスクをできるだけ減らすよう、府民が安心して利用できる飲食の場とするため、ゴールドステッカー認証店舗等のみ酒類の提供を可能とし、感染症対策の徹底をお願いします。

酒類提供の条件の一つで、「2人以下」から「4人以下」に変更したのはなぜか？	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言からまん延防止等重点措置への移行に伴い、感染の急激なリバウンドを抑える観点を踏まえて、より厳しい要請をしてきました。 ・今後とも、感染状況や病床利用率など医療提供体制に留意していく必要があるものの、経済活動と両立させながら感染の急拡大を抑えていくため、国の通知等を踏まえて「4人以下」としました。引き続き、飲食店等への要請内容や業種別ガイドラインを遵守の上、感染対策の徹底をお願いします。 						
6月20日までの緊急事態宣言下では、酒類・カラオケを提供する場合に飲食店の休止を要請をされていたが、現在のまん延防止等重点措置では、休止要請は解除されたのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言下では、国の基本的対処方針等を踏まえ、休止要請をしてきましたが、まん延防止等重点措置の移行に伴い、感染の再拡大を防ぐ観点から、営業時間の短縮や一定の条件のもと酒類の自粛、カラオケ設備の利用自粛を要請し、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。 						
カラオケボックスがゴールドステッカーを申請（認証）した場合、酒類の提供は可能か。	<p>飲食店営業許可を受けているカラオケボックスも、感染防止認証ゴールドステッカーの申請は可能です。ただし、8月22日までのまん延防止等重点措置期間中は、ゴールドステッカー申請（認証）店舗であっても、酒類提供の自粛をお願いします。</p> <p>■飲食店営業許可を受けているカラオケボックスへの要請(6月21日～8月22日)</p> <table border="1" data-bbox="1071 667 1942 816"> <thead> <tr> <th>措置区域（33市）</th> <th>その他の区域（10町村）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○営業時間短縮（20時まで）</td> <td>○営業時間短縮（21時まで）</td> </tr> <tr> <td>○酒類提供の自粛 ※</td> <td>○酒類提供の自粛 ※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、カラオケ設備の利用を自粛する場合（例えば会議室として貸し出す場合等）は、ゴールドステッカーの認証申請を行い、同一グループの入店を原則4人以内とする場合に限り、酒類提供が可能です。（措置区域：11時～19時、その他の区域：11時～20時）</p>	措置区域（33市）	その他の区域（10町村）	○営業時間短縮（20時まで）	○営業時間短縮（21時まで）	○酒類提供の自粛 ※	○酒類提供の自粛 ※
措置区域（33市）	その他の区域（10町村）						
○営業時間短縮（20時まで）	○営業時間短縮（21時まで）						
○酒類提供の自粛 ※	○酒類提供の自粛 ※						
カラオケ設備のある飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）への要請内容はどのようなものか。	<p>飲食店営業許可を受けている飲食店等に対しては、「営業時間短縮」「酒類提供（利用者による店内持ち込みを含む）の原則自粛（※）」「カラオケ設備の利用自粛」を要請しております。</p> <p>※ ゴールドステッカー認証店舗等で、同一グループの入店を原則4人以内とする店舗は、酒類の提供が可能。</p>						
居酒屋等で酒類の提供をしなければ、営業時間の短縮をしなくて良いのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等に対しては、営業時間短縮（20時まで）、酒類提供の原則自粛、カラオケ設備の利用自粛を、それぞれ要請しておりますので、酒類提供を自粛しても、時短要請が緩和されるものではありません。 						
酒類の提供が可能な店舗で、酒類の提供をしないグループであっても、4人以内で入店しなければならないのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類の提供が可能な店舗で、1グループ全員に対して酒類の提供をしない場合は、当該グループは同一グループ4人以内である必要はありませんが、府民の皆様には感染対策として「4人以下のマスク会食の徹底」をお願いしており、その趣旨を踏まえたご対応をお願いいたします。 						
営業時間が20時までの店舗が酒類やカラオケ設備の提供をやめた場合、要請に応じたことになるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の営業時間が20時までの店舗が酒類、カラオケ設備の提供を取り止めた場合は、要請に応じていることになります。 						
酒類を提供して営業をした場合の罰則は？	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がないのに要請に応じただけでない場合、特に必要があると認めるときには、知事は施設管理者に対し、命令を出すことができるとされており、この命令に違反した場合には、20万円以下の過料が科せられることがあります。 						
利用客による酒類の持ち込みも制限されるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針では、酒類提供には「利用者による酒類の店内持ち込み」も対象とされており、酒類の持ち込みも自粛要請の対象となります。 						
ボトルキープによる提供は、酒類の提供に該当するか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ボトルキープしている場合も、酒類の提供に当たります。 						
結婚式場で飲食する場合、酒類提供の取り扱いはどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食の場の感染リスクを抑える観点から、酒類の提供は、ゴールドステッカー認証店舗等で原則4人以内である場合に限られます。 						
菓子製造業許可と飲食店営業許可を受けてイートインコーナーを設けている施設で、食品衛生法の改正に伴い、飲食店営業許可が失効した場合は、失効した日から要請の対象外となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業許可を受けて飲食の提供を行う飲食店に対し、営業時間短縮等を要請していますが、要請期間中に法改正により飲食店営業許可を失効した場合には、経過措置として要請期間中は失効前と同様の要請をするものとしします。 						
飲食店等以外への要請							
商業施設、遊技施設、遊興施設、サービス業について、営業時間を20時から21時までとしたのは、なぜか？	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、感染の急激なリバウンドを抑える観点を踏まえて、厳しい措置をお願いしてきました。 ・今後は、経済活動と両立させながら感染の急拡大を抑えていくため、集客施設であるイベントに準じる施設への要請内容も考慮しつつ、国の通知等に基づき、1,000㎡を超える施設に対し、時短要請を「21時」までとしました。引き続き業種別ガイドラインを遵守の上、感染対策の徹底をお願いします。 						
運動・遊技施設（テーマパーク含む）、博物館等、劇場等などイベントに準じる施設の要請は、どうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の延長に伴い、国の基本的対処方針に基づき、感染の再拡大を抑えるため、措置区域の1,000㎡超の施設については、イベント開催の有無によらず、21時までの時短を含む開催制限等をお願いします。 ・なお、1,000㎡未満又はその他区域（町村）にある施設へは、イベント開催の場合（※）は、21時までの時短やイベントの開催制限と同様の要請をしました。引き続き、業種別ガイドラインを遵守の上、感染対策の徹底をお願いします。 ※イベント以外の場合は、時短要請はしていません。 						

	映画館への要請はどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> 措置区域の1,000㎡超の映画館についても、イベント開催の有無によらず、イベントの開催制限に準じた営業をお願いします。 なお、1,000㎡未満又はその他区域（町村）の映画館に対しては、イベント開催の場合（※）は、21時までの時短やイベントの開催制限と同様の要請をしました。引き続き、業種別ガイドラインを遵守の上、感染対策の徹底をお願いします。 ※イベント以外（通常営業）の場合は、短縮要請はしていません。
5. 主な支援金等（緊急事態措置QAから引続き）		
	休止要請等に関する各種支援策について	<ul style="list-style-type: none"> 国、府等における府民・事業者の皆様への支援策については、府HPで取りまとめております（随時更新）ので、ご参照下さい。 【新型コロナウイルス感染症対策支援情報について】 https://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/shien/index.html
	公演を実施し収録映像を海外発信したい又は開催予定であった公演等を中止した場合の支援策について	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive2）、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援事業）を参照してください。 【J-LODlive2補助金運営事務局 特定非営利活動法人映像産業振興機構 特定非営利活動法人映像産業振興機構】 https://j-lodlive2.jp/
	全国規模のスポーツイベントを中止した場合の支援について	<ul style="list-style-type: none"> 全国規模のスポーツイベント等におけるキャンセル料等に対する支援については、スポーツ庁で設けられています。 【文化庁：スポーツ団体・個人向け支援策】 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html
	大規模施設の休止・時短要請に伴う支援金について	<ul style="list-style-type: none"> 以下の府HPを参照してください。（この度のまん延防止等重点措置の延長分についても検討中） 【休止要請を行う大規模施設等に対する協力金について】 https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/kyouryokukin_daikibo/index.html
	飲食店等の休止・時短要請に対する協力金について	<ul style="list-style-type: none"> 以下の府HPを参照してください。（この度のまん延防止等重点措置の延長分についても検討中） 【大阪府内の飲食店等を対象とする「第5期大阪府営業時間短縮等協力金」】 https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/index.html
	飲食店等における感染防止対策の取り組みの支援について	<ul style="list-style-type: none"> 以下の府HPを参照してください。 【大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金（アクリル板等のパーテーションやCO2センサーの設置支援）】 https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/settisienkinn/index.html
	関連事業者への支援について	<ul style="list-style-type: none"> 時短営業を行う飲食店と直接・間接の取引がある又は不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた全国の中堅・中小事業者に対して、国において支援策を設けています。 【経済産業省「月次支援金」】 https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html